

第 212 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした各決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）は、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、区役所に配置された平成26年度の「生活保護年金等調査員」に係る通勤届の請求に対する一部公開決定に係るものであり、いずれの異議申立てにおいても、本件各処分の対象となる通勤届に記載された職員の住所等の公開を求めるものであり、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過は、次のとおりである。

異議申立てに至る経過		
異議申立て①	公開請求日	平成26年 4月16日
	請求内容	平成26年度の第Ⅱ期目となる「生活保護年金等調査員」のうち再任用者の通勤方法及び通勤手当支給について分かるもの（○区分）
	決定通知日	平成26年 4月28日
	特定した行政文書の名称	通勤届（請求にかかわるもの○区分） （以下「本件行政文書①」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	本件行政文書①に記載されている住所、印影、生年月日、職員番号、通勤方法及び通勤手当の月額等は特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるため。
	異議申立て日	平成26年 5月16日
異議申立て②	公開請求日	平成26年 4月16日
	請求内容	平成26年度の第Ⅱ期目となる「生活保護年金等調査員」のうち再任用者の通勤方法及び通勤手当支給について分かるもの（○区分）
	決定通知日	平成26年 4月28日

	特定した行政文書の名称	通勤届（請求に係るもの、○区分）（以下「本件行政文書②」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	本件行政文書②に記載された職員番号、印影、生年月日、住所、通勤方法等に関する情報は、特定個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるため。
	異議申立て日	平成26年 5月23日
異議申立て③	公開請求日	平成26年 4月21日
	請求内容	平成26年 4月 1日から勤務開始となった生活保護年金調査員が提出した通勤届（○区分）
	決定通知日	平成26年 4月28日
	特定した行政文書の名称	通勤届（請求に係るもの）（○○区分）（以下「本件行政文書③」という。）
	決定内容	一部公開決定（以下「本件処分①」という。）
	一部を公開しない理由	本件行政文書③に記載されている職員番号、印影、生年月日、住居、通勤方法等は、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるため。
	異議申立て日	平成26年 5月19日
異議申立て④	公開請求日	平成26年 5月15日
	請求内容	平成26年 4月 1日から勤務中の「生活保護年金等調査員」が提出した通勤届（○区分）
	決定通知日	平成26年 5月26日
	特定した行政文書の名称	通勤届（請求にかかるもの）（○区分）（以下「本件行政文書④」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	本件行政文書④に記載されている職員番号、印影、生年月日、住居及び通勤方法等は特定個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるため。
	異議申立て日	平成26年 5月29日
異議申立て⑤	公開請求日	平成26年 5月15日
	請求内容	平成26年 4月 1日から勤務中の「生活保護年金等調査員」が提出した通勤届（○○区分）
	決定通知日	平成26年 5月22日
	特定した行政文書の名称	通勤届（請求に係るもの）（○○区分）（以下「本件行政文書⑤」という。）
	決定内容	一部公開決定
	一部を公開しない理由	本件行政文書⑤に記載されている職員番号、印影、生年月日、住居及び通勤方法等

		は特定個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるため。
	異議申立て日	平成26年 5月29日

第 4 異議申立人の主張

1 本件各異議申立ての趣旨

本件各処分のうち職員の住所（以下「本件住所」という。）を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

また、本件処分①のうち、本件行政文書③の通勤区間における最終の停留所又は駅名（以下「本件最終停留所等」という。）を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

生活保護年金等調査員のうち社会保険労務士の受験資格で採用された者の住所は、愛知県社会保険労務士会の会員名簿（以下「会員名簿」という。）に記載されている。会員名簿に記載された住所と本件住所が同一ならば住所を公開すべきである。

また、本件最終停留所等が「〇〇〇〇〇」である場合は、当該記載を公開すべきである。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立て①から本件異議申立て③までについて

異議申立人は会員名簿に住所が記載されていることを理由として本件住所の公開を求めているが、仮に当該職員が社会保険労務士の資格を取得し住所を会員名簿に記載していたとしても、本件住所は個人の居住地を記載しているものであり、職員の私生活等に関わる情報であると認められる。

したがって、本件住所は特定の個人を識別することができる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号本文に該当する。

また、本件住所は当該職員の職務遂行に係る情報であるとは認められず、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アに該当しない。

2 本件異議申立て④について

生活保護年金等調査員は、区役所において、専門的な見地から生活保護受給者に係る年金の調査等を行う嘱託員であり、その受験資格には社会保険労務士の資格を有する者または、自治体や年金事務所等で年金関係の業務を2年以上経験した者とされているため、生活保護年金等調査員が社会保険労務士の会員名簿に登載されている場合もあると思われる。

しかし、本件住所は、会員名簿の登載の有無にかかわらず、個人の居住地を記載しているものであり、職員の私生活等に関する情報である。

したがって、本件住所は特定の個人を識別することができる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

3 異議申立て⑤について

本件住所は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものと認められるものであり、条例第7条第1項第1号に該当する。

第6 審査会の判断

1 争点

本件住所及び本件最終停留所等（以下これらを「本件非公開情報」という。）が条例第7条第1項第1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①から本件行政文書⑤までについて

本件行政文書①から本件行政文書⑤までは、特定の職員の通勤届である。

通勤届は通勤手当規則（昭和34年名古屋市規則第25号）第4条に基づき、新たに職員たる要件を具備するに至った場合や、住所、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合などに当該職員が届け出なければならない書類であり、補職名、当該職員の勤務公署名、勤務公署の所在地、氏名（印影を含む。）、

性別、生年月日、住居、通勤方法等の情報が記載されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件非公開情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

(2) 本件住所は、個人の住所であり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。また、本件最終停留所等は、通勤経路の一部をなすものであり、特定の個人が識別される又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

(3) 次に、本件非公開情報が通常他人に知られたいと認められるものであるか否かについて検討する。

ア 本件住所について

(ア) 異議申立人は、社会保険労務士の事業所所在地は会員名簿を見れば知ることができ、社会保険労務士は自宅と事業所を兼ねる場合も多いことから、本件住所が社会保険労務士としての事業所所在地と同一であれば、個人のプライバシー保護は必要ない旨主張している。

(イ) しかし、事業を営む場所である事業所所在地と私生活を営む場所である自宅住所は性質上異なると言わざるを得ず、社会保険労務士においても事業所所在地と自宅住所は異なる場合があること及び事業所所在地と自宅住所が同一であるかどうかは一般に公表されていないことからすると、事業所所在地が明らかであるからといって、自宅住所を非公開とする法的利益が認められないことにはならない。

(ウ) また、本件住所を公開すると個人の私生活を営む場所が明らかになり、そのようなことは一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

イ 本件最終停留所等について

(ア) 異議申立人は、本件最終停留所等が〇〇〇〇〇である場合には公開するべきと主張している。

(イ) しかし、通勤経路に係る情報は、全体で通勤経路としての意味をなすものであることから、本件最終停留所等が特定の名称であることをもって公開することの合理性は認めがたい。

(ウ) また、本件最終停留所等は、公開することで通勤経路を類推され住所の特定を容易とするものであるため、通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) 次に、本件非公開情報が職務遂行情報にあたるか否かを検討する。

職務の遂行に係る情報とは、公務員が担任する職務を遂行する場合における情報をいう。

他方、通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することであり、その性質上、職務とは明確に区別されていると解されるから、通勤そのものは、職務の遂行には該当しないと認められる。

したがって、本件非公開情報は公務員の職務遂行に係る情報には当たらないと認められる。

(5) 以上のことから、本件非公開情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

異議申立て	年 月 日	処 理 経 過
異議申立て①	平成26年 8月28日	諮問書の受理
	9月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	10月21日	実施機関の弁明意見書を受理

	10月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	10月31日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
	3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
	8月15日	答申
異議申立て②	平成26年 6月30日	諮問書の受理
	7月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	8月11日	実施機関の弁明意見書を受理
	8月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	9月 3日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
	3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
8月15日	答申	
異議申立て③	平成26年 7月 3日	諮問書の受理
	7月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	8月11日	実施機関の弁明意見書を受理
	9月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があ

		るときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	9月 9日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
	3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
	8月15日	答申
異議申立て④	平成26年 8月 4日	諮問書の受理
	8月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	9月19日	実施機関の弁明意見書を受理
	9月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
	10月24日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
	平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
	3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
	8月15日	答申
異議申立て⑤	平成26年 7月30日	諮問書の受理
	8月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
	9月12日	実施機関の弁明意見書を受理
	9月24日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提

		出するよう通知
	10月24日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述 申出書を受理
	平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
	3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
	7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
	8月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久